

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年6月4日  
照会部署名 石川事務センター管理厚生年金適用グループ  
照会担当者 (管理・厚生年金G長) 上田 里恵  
連絡先 [REDACTED]  
メールアドレス [REDACTED]

業務実施部署の長の確認 山崎 良吉

(受付番号)

ブロック本部受付番号 No. 2010—010	本部受付番号 No. 2010—660
-------------------------	---------------------

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

一時帰休中の月額変更届について

(内容)

一時帰休中の月額変更の取扱については、No. 2010-295 等で示されていますが、一時帰休中は本来の支給よりも少ないことが前提ですが、減額分を休業手当等で全額補償されている場合は、休業中でも固定給の変動で隨時改定を行うことになるか。

今回、産業機械健康保険組合より照会ですが、健康保険組合の見解は、今回のように休業手当で、休業分を全額補償していなくても、基本給に変動があった場合は、隨時改定の対象となる。そのことについては、健康保険組合管理の厚生労働省 健康福祉部 保険課に確認済と回答を得ました。

機構本部と見解が違いますので、確認お願いします。

(ブロック本部回答)

ご質問の前段については、当該事案が、昭和36年1月26日保発第4号の2(2)に示されている「休職による休職給を受けた場合」にあたるかどうかという趣旨の内容であると思われます。ご質問のように全額補償されている場合であっても、休業手当を支給されている場合であれば上記通知2(2)に該当するため、上記通知による随時改定には該当しない。

また、後段の件についてはブロック本部にて対応できかねるため、機構本部あて疑義照会を行ってください。

回答日 平成22年6月9日

回答部署名 中部ブロック本部適用・徴収支援部  
厚生年金適用支援グループ

回答作成者 マニュアルインストラクター

(厚生年金適用支援G長) 栗本 孝広

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

(本部回答)

昭和37年6月28日通知では、「休職給とは、通常受ける報酬とは別個に休職という事由に対して設定された給与」とされている。事例の場合は、休業手当等で給与額が全額補償されており、結果としてこの通知における休職を事由とする減額という事実がない。したがって、事例の場合は、厚生年金保険、健康保険において定義する「一時帰休」には該当せず、全額補償されている月に固定的賃金の変動があったならば、随時改定の対象となる。

また、休業分を全額補償していない場合については、固定的賃金の変動があったとしても、この間に支払われた給与は一時帰休に基づく減額された給与であるため、固定的賃金の要因を踏まえた改定は困難である。したがって、随時改定の対象とはならない。

回答日 平成22年10月22日

回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導G

回答作成者 田畠 奈津子

連絡先 [REDACTED]

主管担当部署の長の確認

(軽微なものについてはグループ長)

山上